10　令和元年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

11　平成三十年度及び令和元年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

一　指定都市を包括する道府県　同号ホの規定によつて算定した額に、教職員に係る地域手当の状況として総務大臣が調査した額を加えた額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　同号ホ又は前号によつて算定した額が、平成三十年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である道府県　当該〇・二を乗じて得た額

三　前二号に該当しない道府県　同号ホの規定によつて算定した額

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　令和元年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第二十号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。

三　前条第一項第二十一号に規定する算定方法に準じて算定した額

四　国の補助を受けて実施する宅地耐震化推進事業（平成二十八年熊本地震による災害に係る激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第三条の規定に基づく措置が適用された市町村の区域内で行われるものであつて、平成二十八年熊本地震による地盤の滑動若しくは擁壁の倒壊により被害を受けた造成宅地（宅地造成に関する工事が施行された宅地をいう。）を復旧するために施行する必要の生じたものに限る。）に要する経費のうち特別交付税の算定の基礎とすべきものとして総務大臣が調査した額に〇・八を乗じて得た額

五　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額

六　前条第一項第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額

七　前条第一項第二十四号に規定する算定方法に準じて算定した額

八　前条第一項第二十五号に規定する算定方法に準じて算定した額

九　前条第一項第二十六号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と、「附則第四条第一項第九号」とあるのは「附則第五条第二項」と読み替えるものとする。

7　平成三十年度に限り、第四条第一項第三号の額は、同号の規定によつて算定した額に、当該年度における地方自治法第二百四条第二項に規定する退職手当の支給総額（以下「退職手当支給総額」という。）が、退職手当調整率（国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）附則第二十一項から第二十三項まで及び国家公務員等退職手当法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第三十号）附則第五項から第七項までの規定に定める率をいう。以下同じ。）として適用される率を当該道府県の条例に規定する退職手当調整率とみなして計算した退職手当の支給総額（以下「みなし退職手当支給総額」という。）を上回る道府県（退職手当支給総額がみなし退職手当支給総額以下となる道府県に準ずるものとして総務大臣が認める道府県を除く。）については、退職手当支給総額からみなし退職手当支給総額を控除して得た額を加えた額とする。

8　平成三十年度及び令和元年度に限り、第四条第一項第三号ホの額は、同号ホの規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号の定めるところによるものとする。

一　指定都市を包括する道府県　同号ホの規定によつて算定した額に、教職員に係る地域手当の状況として総務大臣が調査した額を加えた額（当該額が負数となるときは、零とする。）

二　同号ホ又は前号によつて算定した額が、平成二十九年度における当該道府県に交付された特別交付税の額に〇・二を乗じて得た額以上である道府県　当該〇・二を乗じて得た額

三　前二号に該当しない道府県　同号ホの規定によつて算定した額

（市町村に係る三月分の算定方法の特例）

第七条　平成三十年度に限り、第五条第一項第一号イの額は、同号イの規定によつて算定した額に、次の各号によつて算定した額の合算額を加えた額とする。

一　水俣病影響地域の再生・振興に資するため、地域住民の絆の修復並びに水俣病発生地域における健康上の不安の解消及び健康増進を図る事業の実施の拠点となる施設の設置及び運営を事業とする旧民法法人に出資するため借り入れた地方債の当該年度における元利償還金の額に〇・八を乗じて得た額（表示単位は千円とし、表示単位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

二　前条第一項第二十二号に規定する算定方法に準じて算定した額。この場合において、同号中「道府県」とあるのは「市町村」と読み替えるものとする。　［新設］

三　前条第一項第二十三号に規定する算定方法に準じて算定した額　［新設］

［新設］

［新設］

［新設］

［新設］